

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年8月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1700047 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1700012 号

第 1 結論

平成 4 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 1 月から同年 3 月まで

私の国民年金の加入手続については、私が 20 歳になった平成 3 年*月頃に母親が行い、保険料については両親が納付してくれていた。請求期間の保険料は、両親が、まとめて納付したと言っていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 市の国民年金手帳交付簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年*月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の加入手続が行われ、その際に、平成 3 年*月 (20 歳到達時) まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。以後、請求者は、平成 8 年 4 月に厚生年金保険被保険者資格を取得するまで国民年金被保険者であり、両親は、請求期間の保険料を現年度保険料又は過年度保険料として納付することが可能であった。

また、請求者は、学生等であったとしている頃の国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料の未納がなく、その保険料を納付していたとする両親は、請求者に係る保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録によると、請求者には、平成 5 年 12 月 8 日付けで請求期間の保険料に係るものと推察される過年度保険料の納付書が作成されていることを踏まえると、納付意識が高かった両親が、3 か月と短期間である請求期間の保険料を当該納付書を用いて納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700092 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700015 号

第 1 結論

昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの請求期間については、定額保険料及び付加保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 10 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 56 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月に国民年金の任意加入手続を行い、保険料を納付していたが、年金記録では、請求期間の保険料が未納とされている。請求期間当時、定額保険料及び付加保険料を納付しており、請求期間だけ納付しなかったことはないと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者は、任意加入被保険者として昭和 50 年 10 月に国民年金被保険者資格を取得し、昭和 52 年 4 月には付加保険料納付の申出を行っていることから、国民年金に対する関心が高かったことがうかがわれるところ、以後、請求者は、60 歳に到達するまで国民年金被保険者であり、付加保険料納付を辞退した形跡も見当たらないことから、請求者は、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付することが可能であった。

また、請求者は、定額保険料及び付加保険料とも請求期間を除き未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、請求者は、請求期間前後において住所地や夫の仕事等、生活状況に大きな変化はみられず、請求期間直後の昭和 56 年度からは保険料の前納を開始していることを踏まえると、納付意識が高かった請求者が、3 か月と短期間である請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の定額保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700054 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700077 号

第 1 結論

請求期間のうち、請求者の A 社における平成 14 年 8 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 15 万円から 16 万円に訂正することが必要である。

平成 14 年 8 月から平成 15 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 14 年 8 月から平成 15 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間のうち、請求者の B 社における平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間、平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、平成 15 年 4 月から同年 8 月までは 19 万円から 20 万円、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 20 万円から 24 万円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 20 万円から 22 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 3 月までは 22 万円から 24 万円、平成 19 年 4 月から同年 6 月までは 22 万円から 26 万円、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までは 15 万円から 18 万円、平成 22 年 9 月から同年 11 月までは 15 万円から 17 万円、平成 22 年 12 月から平成 23 年 3 月までは 15 万円から 18 万円、平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 15 万円から 22 万円、平成 23 年 7 月から同年 12 月までは 15 万円から 24 万円、平成 24 年 1 月から同年 8 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円、平成 24 年 9 月から平成 26 年 7 月までは 9 万 8,000 円から 22 万円、平成 26 年 8 月から同年 12 月までは 9 万 8,000 円から 24 万円とする。

平成 15 年 4 月から平成 17 年 8 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までの期間、平成 21 年 12 月から平成 26 年 12 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 15 年 4 月から平成 17 年 8 月までの期間、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までの期間及び平成 21 年 12 月から平成 26 年 12 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 6 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日まで
② 平成 15 年 4 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日まで

私は、請求期間①にはA社、請求期間②にはB社にそれぞれ勤務をしていたが、標準報酬月額が、実際の給与額と比べて低い額となっている。標準報酬月額を訂正し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①のうち、平成 14 年 8 月 1 日から平成 15 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は 15 万円と記録されているところ、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時並びに平成 14 年 7 月の報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（16 万円）はオンライン記録の標準報酬月額を超えており、当該標準報酬月額を超える標準報酬月額（20 万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 14 年 8 月から平成 15 年 3 月までの標準報酬月額については、給与支給明細書及び預金通帳の写しにおいて確認できる報酬月額から 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成 14 年 8 月から平成 15 年 3 月までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と陳述している一方、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 14 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に

ついて、請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳の写しにより、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

また、請求期間①のうち、平成 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間について、i) 請求者から提出された預金通帳から、当該期間に係る給与の振込が確認できないこと、ii) A 社は、当該期間に係る資料を保管していない旨陳述していること、iii) 請求者は当該期間に係る給与支給明細書を保管していない旨陳述していることから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できない。

このほか、請求者の請求期間①のうち、平成 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①のうち、平成 14 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②のうち、平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 1 日までの期間、平成 18 年 9 月 1 日から平成 19 年 7 月 1 日までの期間及び平成 21 年 12 月 1 日から平成 27 年 1 月 1 日までの期間について、請求者の標準報酬月額は、オンライン記録によると、平成 15 年 4 月から同年 8 月までは 19 万円、平成 15 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 20 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までは 22 万円、平成 21 年 12 月から平成 23 年 12 月までは 15 万円、平成 24 年 1 月から平成 26 年 12 月までは 9 万 8,000 円と記録されているところ、請求者から提出された給与支給明細書、預金通帳の写し、貯金通帳の写し、所得税の申告内容確認票 B、町民税・県民税特別徴収税額の通知書、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書、同僚から提出された給与支給明細書、事業主から提出された源泉徴収簿、年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び課税庁から提出された給与支払報告書(以下、併せて「給与支給明細書等」という。)により、標準報酬月額の決定の基礎となる資格取得時及び 4 月から 6 月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額(平成 15 年 4 月から同年 8 月までは 20 万円、平成 15 年 9 月から平成 16 年 8 月までは 24 万円、平成 16 年 9 月から平成 17 年 8 月までは 22 万円、平成 18 年 9 月から平成 19 年 6 月までは 28 万円、平成 21 年 12 月から平成 22 年 8 月までは 18 万円、平成 22 年 9 月から平成 23 年 3 月までは 18 万円、平成 26 年 9 月から同年 12 月までは 24 万円)並びに標準報酬月額の改定の基礎となる平成 23 年 1 月から同年 3 月まで及び平成 23 年 4 月から同年 6 月までの報酬月額に基づき改定される標準報酬月額(平成 23 年 4 月から同年 6 月までは 22 万円、平成 23 年 7 月から平成 24 年 8 月までは 26 万円)又は報酬月額に相当する標準報酬月額(平成 24 年 9 月から平成 26 年 8 月までは 24 万円)はオンライン記録を超えており、当該標準報

酬月額と同額又は異なる標準報酬月額（平成15年4月から同年8月までは26万円、平成15年9月から平成16年3月までは28万円、平成16年4月から平成17年8月までは26万円、平成18年9月から平成19年3月までは24万円、平成19年4月から同年6月までは26万円、平成21年12月から平成22年8月までは18万円、平成22年9月から同年11月までは17万円、平成22年12月から平成24年8月までは24万円、平成24年9月から平成26年7月までは22万円、平成26年8月から同年12月までは24万円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、平成15年4月から同年8月までは20万円、平成15年9月から平成16年8月までは24万円、平成16年9月から平成17年8月までは22万円、平成18年9月から平成19年3月までは24万円、平成19年4月から同年6月までは26万円、平成21年12月から平成22年8月までは18万円、平成22年9月から同年11月までは17万円、平成22年12月から平成23年3月までは18万円、平成23年4月から同年6月までは22万円、平成23年7月から平成24年8月までは24万円、平成24年9月から平成26年7月までは22万円、平成26年8月から同年12月までは24万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成15年4月から平成17年8月までの期間、平成18年9月から平成19年6月までの期間及び平成21年12月から平成26年12月までの期間について、請求者の請求内容どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨陳述しているが、当該期間について、給与支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②のうち、平成17年9月1日から平成18年9月1日までの期間及び平成19年7月1日から平成21年12月1日までの期間について、給与支給明細書等により、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月

額に基づき決定される標準報酬月額又は事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認又は推認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600731 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700011 号

第 1 結論

平成 26 年 6 月から平成 28 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を全額免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和 46 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 26 年 6 月から平成 28 年 6 月まで

私は、平成 28 年 7 月に保険料の免除申請を行い、請求期間については一部免除（保険料半額免除）が承認されているが、請求期間当時、私は無収入であり、保険料を納付できるような状況ではなかったにもかかわらず、全額免除が承認されなかったことに納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

日本年金機構から提出された請求者に係る国民年金保険料免除・納付猶予申請書（平成 25 年度分から平成 27 年度分まで）を見ると、請求者は、請求期間の保険料について、平成 28 年 7 月 12 日付けで、特例認定区分欄及び希望する免除等区分欄を未記入の状態で申請書を提出していることが確認でき、未記入で申請した場合は、まず全額免除の審査を希望する旨の取扱いとなり、以下、納付猶予、4 分の 3 免除、半額免除、4 分の 1 免除の順に審査することとなる（ただし、納付猶予は当時の制度上 30 歳未満の者が対象であったため、請求者は対象外）。

請求者は、自身に収入がないにもかかわらず、全額免除が承認されていないことに納得できないと陳述しているところ、全額免除の申請に当たっては、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 90 条第 1 項ただし書きの規定により、申請者本人の所得だけでなく、保険料の連帯納付義務者である配偶者及び世帯主の所得についても審査対象とされる。

このため、本件において、請求期間の保険料の全額免除が承認されるためには、請求者及び世帯主である父親の前年の所得額が、国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）に定める額（請求者は 57 万円、父親は 127 万円）以下であることが必要であったところ、上述の国民年金保険料免除・納付猶予申請書（平成 25 年度分から平成 27 年度分まで）に添付されている請求者が居住する A 市が作成

した所得調査票（請求者及び父親の所得に係るもの）によると、いずれの年度分についても、請求者の所得額は、上記施行令で定める額以下であったことが確認できるものの、父親の所得額は、上記施行令で定める額を超えていたことが確認できる。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を全額免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700066 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700013 号

第 1 結論

昭和 42 年 10 月から昭和 51 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 19 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 42 年 10 月から昭和 51 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続については、27 歳（昭和 46 年*月に当該年齢に到達）頃に、保険料を遡って納付することができるという通知が届いたため、将来のことを考え、A 市 B 区役所で行い、年金手帳も交付されていた。保険料については、20 歳からの 7 年間分を遡って一括納付したが、保険料額は、当時、実家の家業の手伝いをして、毎月 4 万円をもらっており、その金額にいくらか足せば、何とか納付できると思った記憶があるため、4 万円か 5 万円ぐらいであったと思う。

この 27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳には、請求期間に係る保険料を納付した証拠があったはずだが、第 3 号被保険者（制度開始は昭和 61 年 4 月）の手続を行った頃に、どこからかは忘れたが、現在所持している年金手帳が送付されてきて、この年金手帳と 27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳の 2 冊を C 社会保険事務所（当時）に提出してくださいとの通知があったので、同事務所に出向き 2 冊とも提出したところ、現在所持している年金手帳のみ返却されたため、27 歳頃の加入手続時に交付された年金手帳は、現在所持していない。

加入手続以降は、継続して国民年金の被保険者であり、ずっと保険料を納付してきた。未納の期間があったはずはないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の年金記録については、請求者が現在所持する年金手帳、オンライン記録、国民年金被保険者台帳、国民年金受付処理簿並びに A 市及び D 市の国民年金被保険者名簿によると、昭和 53 年 7 月頃（第 3 回特例納付実施期間中）に払い

出されたものとみられる国民年金手帳記号番号（平成9年1月から基礎年金番号として付番）により現在まで一貫して管理されているところ、請求期間直前の昭和39年*月から昭和42年9月までの保険料は第3回特例納付制度を利用して特例納付保険料として、請求期間直後の昭和51年4月から昭和53年3月までの保険料は過年度保険料として納付され、請求期間の保険料は未納とされている。これに対し、請求者は、この昭和53年7月頃の加入手続や特例納付保険料（第3回）及び過年度保険料の納付についての記憶はなく、27歳頃に加入手続を行った際に、年金手帳が交付され、この加入手続時に20歳からの7年間分の保険料を遡って一括納付し、その後は、順次、保険料を納付してきたとして、年金記録の訂正を求めている。

請求者は、請求期間を除き、保険料の未納はなく、請求者が加入手続を行ったと主張する27歳（昭和46年*月に当該年齢に到達）頃は、第1回特例納付実施期間中（昭和45年7月から昭和47年6月まで）であり、請求者は、加入手続を行えば20歳からの保険料を遡って一括納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、上述の昭和53年7月頃に払い出されたものとみられる請求者の現在の年金記録を管理している手帳記号番号について、この頃に加入手続をした覚えはない旨陳述しているものの、同手帳記号番号前後の連番で管理されている他の被保険者の資格取得状況等を確認しても、請求者と同時期に払い出されていることが確認できるため、この手帳記号番号に基づく加入手続は、昭和53年7月頃に行われていたものとするのが自然である。

また、請求者の主張に沿って27歳頃に保険料を納付するためには、上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号以外の記号番号が払い出されていなければならないものの、オンライン記録、紙台帳検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号以外に請求者に対し別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者から提出された昭和54年度から昭和57年度までの領収書等においても、記載されている手帳記号番号は上述の昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号のみである。

さらに、請求者は、第3号被保険者の手続を行った頃に、現在所持する年金手帳（昭和53年7月頃に払い出された手帳記号番号に係るもの）が自身の手元に送付されてきて、この年金手帳と27歳頃に交付された年金手帳の2冊をC社会保険事務所に提出するよう通知があったので、提出したところ、現在所持する年金手帳のみが返却され、請求期間に係る保険料を納付した証拠があった27歳頃に交付された年金手帳は返却されなかった旨陳述している。しかし、当該年金手帳関連の経緯について、昭和53年7月に発行された年金手帳が数年経過した後に被保険者に対し送付されることは、通常考え難く、請求者が現在所持する年金手帳、オンライン記録、国民年金被保険者台帳並びにA市及びD市の国民年金被保険者名簿のいずれにも、年金記録の記録整備等の事務処理が行われた形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者が陳述する27歳頃の加入手続の際に交付されたと主張する年金手帳が存在したと推認することはできない。

以上のことから、請求者の加入手続は、昭和 53 年 7 月頃に初めて行われ、その際に請求者が 20 歳に到達した昭和 39 年*月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられるため、請求者は、請求期間当時において国民年金に未加入であったことから、請求期間の保険料をその主張するとおりの方法で納付することはできなかつたものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700085 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1700014 号

第 1 結論

昭和 53 年*月から昭和 54 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和 33 年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 53 年*月から昭和 54 年 3 月まで

昭和 53 年*月又は同年*月頃に私と母親と一緒に A 市役所に出掛けて、私の国民年金の加入手続を行った。保険料については、40 年前のことであり、母親も亡くなっているため、詳しいことは分からないが、請求期間のいつであったかは不明であるものの、納付していないことに気づき、母親が納付してくれて、ホッとしたことを覚えている。姉からも、母親が納付書を使用し、両親の保険料と一緒に私の保険料も金融機関で納付してくれていたと聞いたので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間は*か月と短期間であるほか、請求者に係る請求期間の保険料を納付してくれたとする母親は、昭和 42 年 8 月から国民年金に任意加入し、以後、60 歳に到達するまで全て保険料を納付しており、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に亡くなっているため、当時の状況を確認することができず、請求者に係る請求期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 3 月頃に払い出されたものと推認され、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、これを契機に、遡って請求期間に係る被保険者資格の取得（昭和 53 年*月）及び喪失（昭和 54 年 3 月）を追加する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求

者は、請求期間当時、国民年金に未加入であったものと推認されるどころ、未加入である請求者に対し、納付書が作成されることはなく、請求期間の保険料については、当時、現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、上述の請求期間に係る被保険者資格の取得及び喪失を追加する事務処理が行われた時期を基準とすると、請求期間の保険料については、既に2年の時効が成立しており、過年度保険料として遡って納付することもできなかったものと考えられる。

加えて、請求者は、姉から、請求者に係る請求期間の保険料は、母親が両親の保険料と一緒に納付してくれていたと聞いた旨陳述しているところ、オンライン記録によると、両親に係る請求期間の保険料は納付済みと記録されている。しかし、国民年金被保険者台帳管理手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、両親については、請求期間前に国民年金の加入手続が行われ、請求期間は引き続き国民年金の被保険者であり、請求期間において国民年金に未加入であった請求者とは事情が異なることから、両親に係る請求期間の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る請求期間の保険料が納付されていたと推認することはできない。

その上、請求者が請求期間当時に居住していたA市及び請求者が現在居住しているB町の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、母親が請求期間の保険料を納付していた形跡は見当たらない。

このほか、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1700029 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1700076 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生 年 月 日：昭和 42 年生

住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：平成 8 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、平成 8 年 3 月末日まで A 社に在籍していたが、年金記録を確認したところ請求期間について厚生年金保険の記録がなく、空白となっていることが分かった。請求期間について厚生年金保険の被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間について、A 社の事業を継承した B 社から提出された請求者に係る雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）によると、A 社における請求者の離職等年月日は平成 8 年 3 月 27 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

また、B 社が加入する C 企業年金基金から提出された請求者に係る加入員適用記録照会によると、請求者の加入員資格の喪失年月日は平成 8 年 3 月 28 日であることが確認でき、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と一致している。

さらに、請求者は、A 社に在籍が確認できる資料として、平成 8 年 3 月 27 日及び同年 4 月 5 日付けの入金が確認できる預金通帳を提出しているものの、i) B 社は、A 社における請求期間当時の給与の支払及び厚生年金保険料の控除は当月末日締め、当月 27 日支払、翌月控除であるところ、退職月の給与については、日割計算で当月の給与支払日に支払、退職からおおむね 1 週間後に退職金の振り込みを行っていた旨回答していること、ii) B 社の総務担当者は、上述の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の離職等年月日が月の末日でないことから、請求者に支払った最後の給与から 2 か月分の厚生年金保険料を控除することはありえず、平成 8 年 3 月分については控除していないと考えられる旨陳述していること、iii) 平成 8 年 * 月 * 日に A 社の厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚か

ら提出された平成8年*月分の給与明細書によると、退職月の給与から控除された厚生年金保険料は1か月分の保険料であることから判断すると、上述の預金通帳の振込額からは請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について推認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。